

一 禁治産者ノ選挙権

二 一定ノ住所ヲ有セシモノ

三 第十二条ヲ凡ク如ク改正ス

市町村長ハ毎年九月十五号現在ニ在リ

モノ選挙資格ヲ調査十月三十一日ヨリ選挙人名簿ヲ調査スル

四 第六十八条全文削除

六 第一百条ヲ凡ク如ク改正ス

一 第一号中「得タル数」次「四」ヨリ「三」ト改ム

二 第二号モ同様「四」ヨリ「三」ト改ム

2/23

△ 第廿三条 末尾ニ「凡」但「日」ヲ加ヘルコト

但シ「海」ノ投票ニ関シテハ「豫」ノ届出タル居ル

モツテ「住居」トナス

### 明治四十四年法律第六十八号

## 市制中改正法律案

### 提发理由

地方公民権ノ年齢ヲ低下シ婦人ニ公民権ヲ與ヘニテ年ノ  
居住制限ヲ撤廃シ刑余者ニ選挙権ヲ付與スベキコトハ  
蓋シ時代ノ趨勢ナルトモニ民衆ノ要望シテ止マザル所ナリ  
普通選挙ノ趣旨ヲ徹底セシムルヲ本法改正ノ必要ヲ痛感スル  
カ為メニ茲ニ本法改正案ヲ提发ス

## 市制中改正法律案

一 第九条ヲ凡ク如ク改正ス

帝國臣民タル年齢二十才以上ノ者ニテ市住民タル者ハ其

市公民トス但シ凡ク右号ノ上ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラス